

問5 次のメモは、Kさんが、日本国憲法についての発表で話す内容をまとめたものである。これについて、あとの各問いに答えなさい。

メモ

①日本国憲法は国の基本法であり、国民の②権利を守っています。また、国の最高法規であることから、③その改正には特別な手続きが定められています。日本国憲法制定から70年以上が経過した今日、社会の変化にともない、④憲法に明確な規定のない新しい人権も保障されるようになりました。

(ア) ——線①に関して、日本国憲法について説明した、次の□中の「あ」、「い」にあてはまるものの組み合わせとして最も適するものを、あとの1～4の中から一つ選び、その番号を答えなさい。

第1条では、天皇を日本国と日本国民統合の□「あ」とし、その地位は、国民の総意に基づくと
して、日本国憲法の三大原則の一つである□「い」を明らかにしている。

1. あ：象徴 い：国民主権 2. あ：象徴 い：平和主義
3. あ：代表 い：国民主権 4. あ：代表 い：平和主義

(イ) ——線②に関して、あとの各問いに答えなさい。

(i) 社会権について説明した、次の□中の□「う」、「え」にあてはまるものの組み合わせとして最も適するものを、あとの1～4の中から一つ選び、その番号を答えなさい。

社会権には労働者の権利が含まれる。勤労は、権利であると同時に□「う」でもある。労働者が求めた労働条件の改善を雇い主が拒んだ場合、労働者は□「え」に基づいてストライキを行うことができる。

1. う：責任 え：団体行動権 2. う：責任 え：団結権
3. う：義務 え：団体行動権 4. う：義務 え：団結権

(ii) 国民の権利の一つとして選挙権がある。次の資料は、比例代表制の選挙区(定数5)におけるA党、B党、C党の得票数と、各党の当選者を算定するための表を示したものである。各党の当選者数として最も適するものを、あとの1～4の中から一つ選び、その番号を答えなさい。

資料 (全投票数2100)

	A党	B党	C党
得票数	900	660	540
÷ 1			
÷ 2			
÷ 3			
÷ 4			

1. A党：2 B党：2 C党：1 2. A党：3 B党：1 C党：1
3. A党：3 B党：2 C党：0 4. A党：4 B党：1 C党：0

- (iii) 選挙の課題について説明した、次の「お」「か」にあてはまるものの組み合わせとして最も適するものを、あとの1～4の中から一つ選び、その番号を答えなさい。

選挙の課題の一つに、一票の格差の解消がある。小選挙区においては、一票の格差は、選挙区ごとの「お」の差が大きいほど拡大し、日本国憲法が定める「か」に反することから、常に解消していく努力が求められている。

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|----------|
| 1. お：有権者数 | か：公共の福祉 | 2. お：有権者数 | か：法の下の平等 |
| 3. お：議員定数 | か：公共の福祉 | 4. お：議員定数 | か：法の下の平等 |

- (iv) —— 線③に関して、日本国憲法の改正について正しく説明したものの組み合わせとして最も適するものを、あとの1～6の中から一つ選び、その番号を答えなさい。

- a. 国会議員は、国会に憲法改正案を提出することができる。
- b. 憲法改正案は、先に衆議院に提出され、衆議院で最初に審議することになっている。
- c. 衆議院と参議院のそれぞれにおいて、総議員の3分の2以上の賛成があれば、憲法改正が発議される。
- d. 憲法改正の発議後、国民投票を行い、有効投票の過半数の賛成があれば、改正案が成立し、内閣総理大臣が国民の名で公布する。

1. aとb 2. aとc 3. aとd 4. bとc 5. bとd 6. cとd

- (v) —— 線④に関して、新しい人権について説明したものとして誤っているものを、次の1～4の中から一つ選び、その番号を答えなさい。

- 1. 環境権を尊重するため、大規模な開発や工事が自然環境にどのような影響をおよぼすかを事前に調査・評価し、住民に説明することが義務づけられている。
- 2. 自分の生き方を自分自身で決める自己決定権に配慮し、医療では、医師から十分な説明を受けて患者が治療法を選択するインフォームド・コンセントが重視されている。
- 3. 国や地方の情報を手に入れる権利として、知る権利が保障されている。
- 4. 情報公開制度に基づいて、個人のプライバシーを公にすることを求める、プライバシーの権利が保障されている。

問6 Kさんは、「日本の政治」というテーマで発表を行うために、次のメモを作成した。これについて、あとの各問いに答えなさい。

メモ

日本では、強制力を持つ国の権力が一つの機関に集まり、^{らんよう}濫用されることがないように、立法権は①国会、行政権は②内閣、司法権は③裁判所が分担する三権分立のしくみがとられている。一方、④地域の政治は、地方公共団体によって行われている。

(ア) ———線①に関して、次の中から「あ」「い」にあてはまるものの組み合わせとして最も適するものを、あとの1～4の中から一つ選び、その番号を答えなさい。

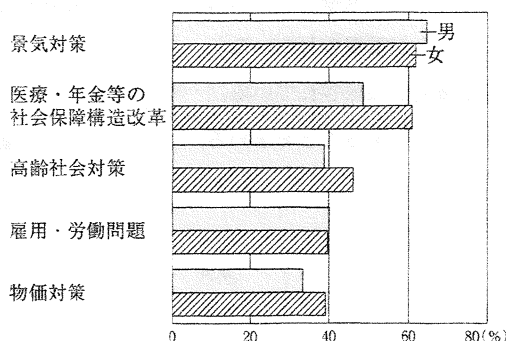
国会による議案の審議は、まず、委員会で細かく審査し、本会議で審議・議決する。委員会では、重要な議案の審査に際して、専門家や利害関係者の意見を聞く「あ」が開かれることもある。予算の議決や、条約の承認、「い」については、衆議院が可決し、参議院がこれと異なる議決をした場合、最終的には、衆議院の議決が優先されることになっている。

- | | | | |
|----------|--------|----------|-------------|
| 1. あ：特別会 | い：国政調査 | 2. あ：特別会 | い：内閣総理大臣の指名 |
| 3. あ：公聴会 | い：国政調査 | 4. あ：公聴会 | い：内閣総理大臣の指名 |

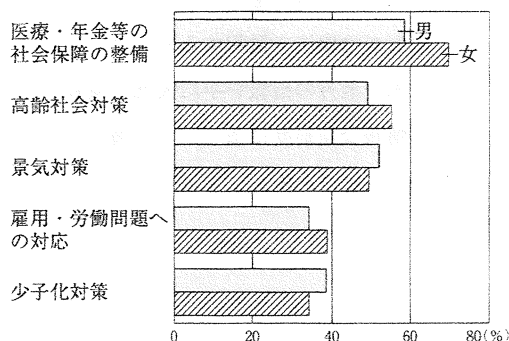
(イ) ———線②に関して、次のグラフIは、内閣が行った世論調査のうち、2001年9月と2018年6月実施の調査で政府に対する要望が多かった上位5項目について、男女別に表したものである。あとのa～dのうち、グラフIから読み取れるものの組み合わせとして最も適するものを、1～4の中から一つ選び、その番号を答えなさい。なお、各調査項目はいずれの調査においても同じか同じ主旨のものがあるものとする。

グラフI

2001年9月



2018年6月



複数回答 (内閣府「国民生活に関する世論調査」をもとに作成)

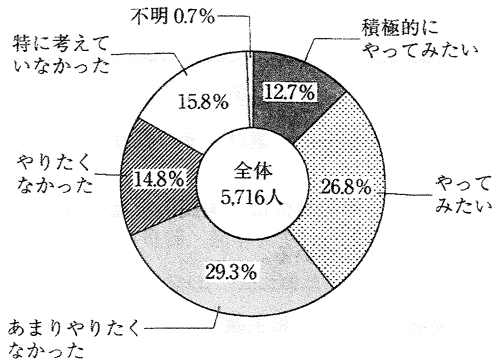
- a. 2001年9月に男女ともに最も要望が多かった景気対策は、2018年6月には男女とも3位に後退した。
b. 2001年9月と比べた2018年6月の高齢社会対策への要望は、男女とも5%以上高まった。
c. 男女間の差が最も大きいものは、2001年9月も2018年6月も景気対策への要望である。
d. 2001年9月から2018年6月の間に、少子化対策への要望が高まった。

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 1. aとc | 2. aとd | 3. bとc | 4. bとd |
|--------|--------|--------|--------|

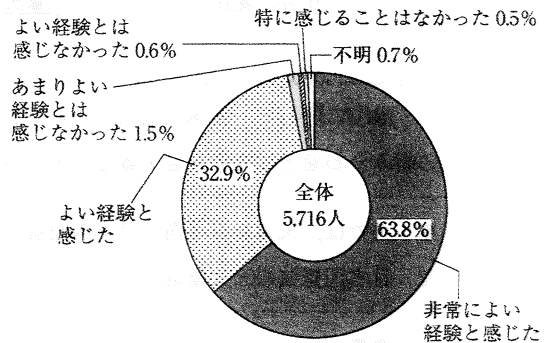
- (ウ) ——— 線③に関して、次のグラフⅡは、裁判所が行った、裁判員を経験した人に対するアンケートの結果を表したものである。グラフⅡから読み取れることについて説明した、あとの「 」中の「う」「え」にあてはまるものの組み合わせとして最も適するものを、1～4の中から一つ選び、その番号を答えなさい。

グラフⅡ

裁判員に選ばれる前の気持ち



裁判員として裁判に参加した感想



※四捨五入の関係で合計が100%にならないものがある。

(最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(平成30年度)」をもとに作成)

「裁判員に選ばれる前の気持ち」では、44.1%の人が裁判員を「う」という気持ちを持っていたが、「裁判員として裁判に参加した感想」では、96.7%が「え」という感想をいっている。このことから、司法に対する国民の理解と信頼を高めるという裁判員制度導入の目的は、達成されているとみることができる。

1. う：やってみよう え：よい経験とは感じなかった
2. う：やってみよう え：よい経験と感じた
3. う：やる気なかった え：よい経験とは感じなかった
4. う：やる気なかった え：よい経験と感じた

- (エ) ——— 線④に関して、次の資料は地域の住民に認められた直接請求権の内容を表したものである。資料を参考に、あとの「 」中の「お」にあてはまる算用数字を整数で書き、か」にあてはまる語句として最も適するものを、あとのA～Cから一つ選び、その記号を書きなさい。

資料

請求の種類	必要な署名数(有権者の)	請求先
条例の制定・改廃	50分の1以上	首長
監査	50分の1以上	監査委員
議会の解散	*3分の1以上	選挙管理委員会
首長・議員の解職	*3分の1以上	選挙管理委員会

*有権者が40万人以下の場合

人口8万人、有権者数6万人のH市では、あいさつ声かけ運動を通じて安全で明るい社会にするための制度づくりを求めて、市民有志が署名を集める活動を始めた。署名数が最低限の「お」人分に達したため、「か」に直接請求した。

- A. 市長 B. 監査委員 C. 選挙管理委員会